

○農林水産省令第五十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月三十日

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。
掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後			
別表二（第九条関係）			
地	域	植 物	備考（対象とする 検疫有害動植物）
一 （略）		アキー、アコカンテラ・オッポシ ティフオリア、アコカンテラ・シン ペリ、アジマ・テトラカンタ、アボ カド（付表第六十、第六十四、第七 十、第七十二及び第八十九に掲げる ものを除く）、あめだまのき、アル タボトリス・モンテイロアエ、アン ティデスマ・ウエノスム、ウイクス トロエミア・フィリレイフオリア、 エウクレア・ディウイノルム、エケ ベルギア・カペンシス、オクシアン ツス・ザングエバリクス、オビリ ア・アメンタケア、オリーブ、オー	（略）
改正前			
別表二（第九条関係）			
地	域	植 物	備考（対象とする 検疫有害動植物）
一 （略）		アキー、アコカンテラ・オッポシ ティフオリア、アコカンテラ・シン ペリ、アジマ・テトラカンタ、アボ カド（付表第六十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲げるものを除 く）、あめだまのき、アルタボトリ ス・モンテイロアエ、アンティデス マ・ウエノスム、ウイクストロエミ ア・フィリレイフオリア、エウクレ ア・ディウイノルム、エケベルギ ア・カペンシス、オクシアンツス・ ザングエバリクス、オビリア・アメ ンタケア、オリーブ、オールスパイ	（略）

農林水産大臣 宮下 一郎

ルスバイス、オレア・ウッディアナ、カシューナツツ、カッシネ・シュヴァインフルティアナ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、きんきじゆ、ククミス・ディブサケウス、くさとべら、グルーイア・トリコカルバ、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、サラシア・エレガンシス、ジャボチカバ、スカエウオラ・ブルミエリ、そらまめ、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、はてるまぎり、ハルペフィルム・カツフルム、フィリキウム・デキピエンス、フエイジョア、ブティア・エリオスパタ、ブティア・カピタタ、フラゲラリア・グイネエンシス、フルエツゲア・ウイロサ、ブルケア・フェルギネア、ベルベリス・ホルステイ、ペンタロパロピリラ・ウンベルラタ、ボウレリア・ペティオラリス、ポポー、ボリスファエリア・バルウイフォリア、マメーリンゴ、モノドラ・グランディディエリ、ランプロタムヌス・ザングエバリクス、りゆうがん、ルディア・マウリティアナ、れいし、いちじく属植物、インガ属植物、いんげん属植物、ヴァングエリア属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、ドリベテス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばしよう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、パバイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く）、ばん

ス、オレア・ウッディアナ、カシューナツツ、カッシネ・シュヴァインフルティアナ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、きんきじゆ、ククミス・ディブサケウス、くさとべら、グルーイア・トリコカルバ、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、サラシア・エレガンシス、ジャボチカバ、スカエウオラ・ブルミエリ、そらまめ、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、はてるまぎり、ハルペフィルム・カツフルム、フィリキウム・デキピエンス、フエイジョア、ブティア・エリオスパタ、ブティア・カピタタ、フラゲラリア・グイネエンシス、フルエツゲア・ウイロサ、ブルケア・フェルギネア、ベルベリス・ホルステイ、ペンタロパロピリラ・ウンベルラタ、ボウレリア・ペティオラリス、ポポー、ボリスファエリア・バルウイフォリア、マメーリンゴ、モノドラ・グランディディエリ、ランプロタムヌス・ザングエバリクス、りゆうがん、ルディア・マウリティアナ、れいし、いちじく属植物、インガ属植物、いんげん属植物、ヴァングエリア属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、ドリベテス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばしよう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、パバイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く）、ばんじろう属

	二 (略)
じろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。）の生果実	かんきつ類（げつきつ、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん（かんきつ）属植物並びにこれらの交雑種をいう。以下同じ。）（付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、あかぎ、アキー、アザダイラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルバ、アボカド（付表第八十九に掲げるものを除く。）、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウイーフオリウム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルピニア・ムティカ、アレンガ・ウエスターハウティ、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロティルサ、いちじく、いちじくぐわ、いぬびわ、イルピンギア・ガボネンシス、イル
	(略)

	二 (略)
植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。）の生果実	かんきつ類（げつきつ、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん（かんきつ）属植物並びにこれらの交雑種をいう。以下同じ。）（付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、あかぎ、アキー、アザダイラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルバ、アボカド、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウイーフオリウム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルピニア・ムティカ、アレンガ・ウエスターハウティ、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロティルサ、いちじく、いちじくぐわ、いぬびわ、イルピンギア・ガボネンシス、イルピンギア・マラヤナ、いんどめてん
	(略)

ピングア・マラヤナ、いんどめてんぐ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、ウバリア・グランディフロラ、エクスコエカリア・アガロカ、エラエオカルプス・ハイグロフィルス、おうぎやし、おおいたび、おおばいぬびわ、おおばらいちご、おきなわずめうり、オクレイナウクレア・メインゲイイ、オビリア・アメンタケア、おらんだいちご、オリープ、カカオノキ、カシユーナツツ、がじゆまる、カッパリス・セビアリア、カッパリス・トメントサ、からすうり、キオナンツス・バーキンソニー、キサントフィルム・アモエヌム、キサントフィルム・フラウエスケン
ス、キシメニア・アメリカナ、きばなきようちくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスベルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリプティカ、グメリナ・フィリッペンシス、グリコスミス・ペンタフィラ、クリソバラヌス・イカコ、くろつぐ、くろみのおきなわずめうり、ケドロステイス・ヒルテラ(付表第七十四に掲げるものを除く)、コッキニア・グランデイス、こみのくろつぐ、コルディア・ミクサ、コルディア・ピンナータ、ごれんし、コロシントウリ(付表第六十六に掲げるものを除く)、ざくろ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、さるかけみかん、サントール、シトロフオーチユネラ・ミクロカルパ、しようべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリア・ビレア、スコエフィア・フラグランス、せいようかぼちや(付表第六十七に掲げるもの

ぐ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、ウバリア・グランディフロラ、エクスコエカリア・アガロカ、エラエオカルプス・ハイグロフィルス、おうぎやし、おおいたび、おおばいぬびわ、おおばらいちご、おきなわずめうり、オクレイナウクレア・メインゲイイ、オビリア・アメンタケア、おらんだいちご、オリープ、カカオノキ、カシユーナツツ、がじゆまる、カッパリス・セビアリア、カッパリス・トメントサ、からすうり、キオナンツス・バーキンソニー、キサントフィルム・アモエヌム、キサントフィルム・フラウエスケン
ス、キシメニア・アメリカナ、きばなきようちくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスベルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリプティカ、グメリナ・フィリッペンシス、グリコスミス・ペンタフィラ、クリソバラヌス・イカコ、くろつぐ、くろみのおきなわずめうり、ケドロステイス・ヒルテラ(付表第七十四に掲げるものを除く)、コッキニア・グランデイス、こみのくろつぐ、コルディア・ミクサ、コルディア・ピンナータ、ごれんし、コロシントウリ(付表第六十六に掲げるものを除く)、ざくろ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、さるかけみかん、サントール、シトロフオーチユネラ・ミクロカルパ、しようべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリア・ビレア、スコエフィア・フラグランス、せいようかぼちや(付表第六十七に掲げるもの

を除く。)、セルティス・テトランドラ、たいへいようぐるみ、たぶのき、ディレニア・オボバタ、デスモス・キネンシス、テトラクトミア・マジユス、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、とかどへちま(付表第七十五に掲げるものを除く。)、トマト、トリファシア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのこれんし、なし、なつめやし、なんようぎくら、にがうり、ねぐろもも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・バーテリ、はくさんぼく、バッカウレア・ラケモサ、バックウレア・ラミフロラ、パイヤ(付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。)、はまいぬびわ、はまびわ、パラミグニア・アンダマニカ、パリナリ・アナメンシス、ひようたんのき、ひろはふさまめのき、びわ、びんろうじゆ、ファグラエア・ケイラニカ、ファグラエア・ラケモサ、フィクス・エリゴドン、フィクス・オットニフォリア、フィクス・グロツスラリオイデス、フィクス・コンカティアン、フィクス・ヒスピダ、フィクス・ベンジャミナ、フィサリス・ミニマ、フェイジョア、フラケールティア・ルカム、ブレイニア・ラケモサ、ブレオニア・キネンシス、ヘイネア・トリジュガ、へちま(付表第七十六に掲げるものを除く。)、ペボかぼちや(付表第六十八に掲げるものを除く。)、ベルノキ、ボリアルティア・ロンギフォリア、ホリガルナ・クルツイー、まるばちしやのき、まるめろ、マンメア・シアメンシス、ミクソピルム・スミラキフォリウム、ミクロコス・トメントサ、めじろほおずき、メロン、ももたまな、モモルディカ・バルサミナ、やえや

ラ、たいへいようぐるみ、たぶのき、ディレニア・オボバタ、デスモス・キネンシス、テトラクトミア・マジユス、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、とかどへちま(付表第七十五に掲げるものを除く。)、トマト、トリファシア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのこれんし、なし、なつめやし、なんようぎくら、にがうり、ねぐろもも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・バーテリ、はくさんぼく、バッカウレア・ラケモサ、バックウレア・ラミフロラ、パイヤ(付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。)、はまいぬびわ、はまびわ、パラミグニア・アンダマニカ、パリナリ・アナメンシス、ひようたんのき、ひろはふさまめのき、びわ、びんろうじゆ、ファグラエア・ケイラニカ、ファグラエア・ラケモサ、フィクス・エリゴドン、フィクス・オットニフォリア、フィクス・グロツスラリオイデス、フィクス・コンカティアン、フィクス・ヒスピダ、フィクス・ベンジャミナ、フィサリス・ミニマ、フェイジョア、フラケールティア・ルカム、ブレイニア・ラケモサ、ブレオニア・キネンシス、ヘイネア・トリジュガ、へちま(付表第七十六に掲げるものを除く。)、ペボかぼちや(付表第六十八に掲げるものを除く。)、ベルノキ、ボリアルティア・ロンギフォリア、ホリガルナ・クルツイー、まるばちしやのき、まるめろ、マンメア・シアメンシス、ミクソピルム・スミラキフォリウム、ミクロコス・トメントサ、めじろほおずき、メロン、ももたまな、モモルディカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、やまもも、

三〇二二三 (略)	まあおき、やぶにつけい、やまもも、ゆうがお（付表第六十九に掲げるものを除く）、らんばい、ランプータン、りゆうがん（付表第七十七に掲げるものを除く）、りんご、れいし（付表第十三、第十四及び第七十一に掲げるものを除く）、レピサントス・テトラフィラ、レピサントス・ルビギノサ、わんび、あかたねのき属植物、かき属植物、カリッサ属植物、ぐみ属植物、コーヒーノキ属植物、さくら属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く）、にんめんし属植物、ばしろう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く）、ふくぎ属植物（付表第四十に掲げるものを除く）、ぶどう属植物（付表第三十二及び第五十四に掲げるものを除く）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く）、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカニア属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実	
	(略)	(略)

三〇二二三 (略)	ゆうがお（付表第六十九に掲げるものを除く）、らんばい、ランプータン、りゆうがん（付表第七十七に掲げるものを除く）、りんご、れいし（付表第十三、第十四及び第七十一に掲げるものを除く）、レピサントス・テトラフィラ、レピサントス・ルビギノサ、わんび、あかたねのき属植物、かき属植物、カリッサ属植物、ぐみ属植物、コーヒーノキ属植物、さくら属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く）、にんめんし属植物、ばしろう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く）、ふくぎ属植物（付表第四十に掲げるものを除く）、ぶどう属植物（付表第三十二及び第五十四に掲げるものを除く）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く）、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカニア属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実	
	(略)	(略)

付表

一〇八十八 (略)

八十九 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。